

鶴田町過疎地域持続的発展計画

令和4年度～令和7年度



令和4年6月
(令和6年8月変更)
(令和7年9月変更)

青森県 鶴田町

目次

第1章 基本的な事項

1. 町の概況	1
2. 人口及び産業の推移と動向	4
3. 行財政の状況	7
4. 地域の持続的発展の基本方針	12
5. 地域の持続的発展のための基本目標	13
6. 計画の達成状況の評価に関する事項	15
7. 計画期間	16
8. 公共施設等総合管理計画との整合	16

第2章 計画

1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	17
2. 産業の振興	20
3. 地域における情報化	25
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	27
5. 生活環境の整備	31
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	36
7. 医療の確保	41
8. 教育の振興	43
9. 集落の整備	46
10. 地域文化の振興等	47
11. 再生可能エネルギーの利用の推進	48

過疎地域持続的発展特別事業 事業計画

事業計画(令和4年度～令和7年度)過疎地域持続的発展特別事業分	49
---------------------------------	----

第1章 基本的な事項

1. 町の概況

ア. 町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的条件

a. 位置と地勢

当町は、青森県津軽平野のほぼ中央部にあり、総面積 46.43 km²で、東西に 13.4 km、南北に 6.75 kmと東西に長くのび、町の中央を世界遺産「白神山地」を水源とする一級河川の岩木川が南北に流れ、南西部には岩木山を見渡し、その麓には津軽富士見湖と称される廻堰大溜池があります。そこに架かる青森県産ヒバで造られた全長 300m の「日本一長い木の三連太鼓橋」で知られる「鶴の舞橋」が観光名所となっています。

b. 気象

気象は、日本海側に位置しているため典型的な日本海型気候で、夏季が短く比較的冷涼で病害虫の発生が少ないことから、特産品のりんごや生産量が日本一となっているスチューベンぶどうの栽培に適した地域となっています。冬季は強い冬型の気圧配置が続くため降雪が多く、強い西風による地吹雪で交通障害が発生するなど町民の日常生活に大きな影響を及ぼしています。

② 歴史的条件（沿革）

西暦 1500 年代後期、この地方は「北野」といわれ湿地帯で一面葦原となっていました。その後、西暦 1640 年代、天保の頃、津軽藩三代藩主であった津軽信義公が岩木川流域の大規模な開拓及び治水を命じ、慶安 4 年(1651 年)になって鶴田村となりました。その後、昭和 16 年 10 月には人口の増加に伴い鶴田村を鶴田町に改め、昭和 28 年に国が公布した「町村合併促進法」に基づき、昭和 30 年 3 月 1 日に鶴田町と六郷村、梅沢村、水元村による 1 町 3 村での合併を経て、現在の鶴田町に至っています。

③ 社会的条件

a. 人口動態

令和 2 年国勢調査による当町の総人口は 12,074 人(男 5,553 人、女 6,521 人)で、昭和 55 年の 16,892 人(男 8,107 人、女 8,785 人)と比べると、約 28.5%の減少となっています。

当町の総人口に対する年齢別人口構成は、年少人口(0～14 歳)が 1,263 人で 10.5%、生産年齢人口(15～64 歳)が 6,236 人で 51.6%、高齢者人口(65 歳以上)が 4,575 人で 37.9%となっており、昭和 55 年の年齢別人口構造は年少人口が 3,981 人で 23.6%、生産年齢人口が 11,076 人で 65.6%、高齢者人口が 1,835 人で 10.9%となっていたことから、年少人口割合の低下と高齢化率の上昇が進んでいます。

b. 土地利用

総面積は 4,643ha(青森県総面積の約 0.48%)で、一般田が 42.6%(1,979ha)、一般畑が 23.7%(1,102ha)で、農用地が全体の 66.3%を占めています。

【資料：令和 3 年概要調書】

(単位：ha)

区 分	総面積	一般田	一般畑	宅 地	山 林	雑種地	その他
面 積	4,643	1,979	1,102	383	74	45	1,060
割 合	100.0%	42.6%	23.7%	8.3%	1.6%	1.0%	22.8%

④ 経済的条件

a. 就業人口

当町の就業人口は、平成 27 年の国勢調査では 7,096 人で、総人口の 53.0%を占めています。産業別就業人口の内訳は、第 1 次産業が 2,475 人(就業人口の 34.9%)、第 2 次産業が 1,311 人(同 18.5%)、第 3 次産業が 3,310 人(同 46.6%)となっており、この数年内において第 3 次産業の就業人口が増加しています。

産業構造別の就業人数を昭和 55 年と比較すると第 1 次産業からの離職が加速する一方、第 2 次産業は殆ど変化なく推移し、また第 3 次産業においては約 1.3 倍に増加しています。第 1 次産業の担い手不足、労働力不足の低下が懸念されています。

b. 経済圏

当町は、弘前市、五所川原市、つがる市といった市部に囲まれており、各市部の中心地まで車で 15～40 分圏内と比較的近いことから、生活物資等の供給や消費生活をはじめ、教育・医療・勤務地などで深い関わりを持っています。

イ. 町における過疎の状況

① 人口等の動向

当町の人口は、昭和 55 年に 16,892 人であったものが、平成 2 年には 16,306 人、平成 17 年には 15,218 人、平成 27 年には 13,392 人、令和 2 年には 12,074 人と人口減少が続いています。

若年者数は減少し続けており、昭和 55 年は 3,981 人(23.6%)であったのに対し、令和 2 年は 1,263 人(10.1%)と、2,718 人(68.3%)の減少となっています。

一方、高齢者数については、昭和 55 年は 1,835 人(10.9%)であるのに対し、令和 2 年は 4,575 人(37.9%)で 2,740 人(164.7%)の増加となっています。

当町においても急激な少子高齢化が進んでおり、人口構造が大きく変化しています。高齢者数については、今後緩やかな変化となる見込みですが、少子化は今後もさらに進行展することが予想されるため、スピードある対策が求められます。

② 現在の課題・今後の見通し

a. 現在の課題

当町では、これまでも人口減少克服対策として、産業振興、交通・通信体系、子育て環境、教育施設の整備等各般にわたって事業を展開してきたところであり、一定の成果は収めたものの、産業基盤の脆弱さや生活環境の整備の立ち遅れ等により、結果として人口減少に歯止めはかかっていない状況が続いています。

産業別の人口については、第1次産業では農業からの離職や兼業化が進み、経営規模が零細になっており、昭和55年と比較すると2,266人(47.8%)も減少しています。また、第2次産業は平成2年にピークを迎えたものの減少傾向となっています。第3次産業は昭和56年に県誘致企業が設立され、雇用創出となり増加したことが考えられます。全体の就業者数は人口に比例し減少しています。現在の課題としては、農業からの離職をどの様に抑制していくかが最大の課題であり、地域の活力低下が懸念されています。

b. 今後の見通し

今後の見通しについては、農業とそれに付随する産業を中心とした、魅力ある産業の創出・育成・拡大を図ることで、雇用の場の創出や雇用環境の改善を行い、若い世代の定着につながるような取組が必要です。また、これまで以上に子どもを産み育てやすい生活環境を整備し、活気あるまちづくりを進めます。併せて、当町への移住や就労意欲を増進させるような魅力発信や、体験事業の強化に努めます。

ウ. 町の社会経済的発展の方向の概要

① 産業構造の変化

第1次産業は農業の担い手不足により、大幅な減少が続いています。第2次産業についても平成2年にピークを迎えましたが、依然として減少傾向にあります。第3次産業については、昭和55年と比べて約1.3倍の増加となっており、全体の就業者数が減少したにもかかわらず、現在では就業者全体の半数を占めています。

② 地域の経済的・社会的立地特性

当町は、町役場本庁舎がある鶴田地区から五所川原市役所までは北へ約7km(車で15分)、つがる市役所までは北西へ約9km(車で約16分)、弘前市役所までは南へ約20km(車で40分)と生活圏内であり、利便性に優れています。

当町と3市は昔から深いつながりがあり、また、JR五能線の沿線自治体であることから、関連施策が多く、緊密なネットワークを形成しています。3市以外との関係においても、当町を縦断する国道339号線や新潟市を起点とし青森市に至る国道7号線、青森市を起点に津軽西海岸を横断している国道101号線などが主要幹線道路の役割を果たしており、当町は、津軽地域をつなぐ役割を果たしていると言っても過言ではありません。

③ 青森県基本計画・鶴田町総合計画との整合性

当町の課題は、若者・女性の県外流出や労働力不足への対応、健康づくりによる平均寿命・健康寿命の延伸を含めた超高齢化社会への対応等であり、「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」に掲げる課題と共通することから、これらの課題の解決に向け、青森県基本計画で掲げられた施策を踏まえた対策を推進していくこととします。

④ 社会経済的発展の方向

農業については、特色ある地域資源を活かし、生産から流通、加工、販売までを結び付けた6次産業の推進による収益性のアップや雇用の創出、定住促進に結びつく自立性ある経済基盤づくりを進めます。

商工業については、個人事業者の高齢化、後継者不足などで廃業した空き店舗の利活用を促進し、町中心街の活性化を支援していく必要があります。また、農商連携を検討するなど魅力あるまちづくりと地元消費喚起を促していきます。企業誘致活動については、主要幹線道路へのアクセスなどの利点を発信し雇用の創出を図ります。

観光については、世界自然遺産である「白神山地」や、2021年7月にユネスコの世界遺産に登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」の魅力を国内外に伝え、観光産業を振興させるため、近隣市町村との連携を強化しながら、新たな観光コンテンツの開発やリピーター獲得に向けた受入態勢の強化に取り組みます。

2. 人口及び産業の推移と動向

① 総人口の推移

当町の総人口は昭和55年の国勢調査では16,000人を超えていましたが、その後は減少の一途をたどり、令和2年の国勢調査では12,074人まで減少しました。

人口総数の推移をみると、昭和55年から平成2年までの10年間で586人の減少、平成2年から平成17年までの15年間で1,088人の減少と、一旦は緩やかな傾向となったものの、その後は、平成17年から平成27年までの10年間では1,826人、平成27年から令和2年までの5年間では1,318人と減少スピードは顕著になっています。

② 年齢階層別、男女別からみた人口の推移

人口推移を年齢階層別にみると、年少人口(0～14歳)は昭和55年に3,981人でしたが、令和2年には1,263人(68.3%減)、生産年齢人口(15～64歳)は昭和55年に11,076人でしたが、令和2年には6,236人(43.7%減)と大きく減少しています。その一方で、老年人口(65歳以上)は昭和55年に1,835人でしたが、令和2年には4,575人(149.3%増)と大きく増加しており、少子高齢化の急速な進行が顕著に表れています。

令和2年の高齢者比率は37.9%で、約3人に1人が高齢者という状況にあります。男女

別の構成比は、ほぼ横ばいで推移していますが、昭和 55 年からの増減率でみると、男性の 31.5%減に対し、女性は 25.8%減と、やや女性の方が緩やかな減少傾向となっています。

表 1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実 数	実 数	S55 比 増減率	実 数	S55 比 増減率	実 数	S35 比 増減率	実 数	S55 比 増減率
総 数	人 16,892	人 16,306	% ▲3.5	人 15,218	% ▲9.9	人 13,392	% ▲20.7	人 12,074	% ▲28.5
0 歳～14 歳	3,981	2,985	▲25.0	2,071	▲48.0	1,508	▲62.1	1,263	▲68.3
15 歳～64 歳	11,076	10,803	▲2.5	9,063	▲18.2	7,492	▲32.4	6,236	▲43.7
うち 15 歳～ 29 歳(a)	3,411	2,962	▲13.2	2,272	▲33.4	1,608	▲52.9	1,221	▲64.2
65 歳以上 (b)	1,835	2,518	37.2	4,084	122.6	4,392	139.3	4,575	149.3
(a)/総数 若年者比率	20.2%	18.2%	—	14.9%	—	12.0%	—	10.1%	—
(b)/総数 高齢者比率	10.9%	15.4%	—	26.8%	—	32.8%	—	37.9%	—

※総数には年齢不詳の人数が含まれていることから、各項目の合計数と合わない場合があります。

【資料：男女別の推移(国勢調査)】

区 分	昭和 55 年		平成 2 年			平成 17 年		
	実 数	構成比	実 数	構成比	S55 比 増減率	実 数	構成比	S55 比 増減率
男	人 8,107	% 48.0	人 7,756	% 47.6	% ▲4.3	人 7,125	% 46.8	% ▲12.1
女	8,785	52.0	8,550	52.4	▲2.7	8,093	53.2	▲7.9
総 数	16,892	100.0	16,306	100.0	▲3.5	15,218	100.0	▲9.9

区 分	平成 27 年			令和 2 年		
	実 数	構成比	S55 比 増減率	実 数	構成比	S55 比 増減率
男	人 6,235	% 46.6	% ▲23.1	人 5,553	% 46.0	% ▲31.5
女	7,157	53.4	▲18.5	6,521	54.0	▲25.8
総 数	13,392	100.0	▲20.7	12,074	100.0	▲28.5

③ 産業別人口の見通し

平成 27 年の就業人口 7,096 人を産業構造別構成比率でみると、第 3 次産業が 46.6%と最も高く、次いで第 1 次産業 34.9%、第 2 次産業 18.5%の順になっています。これらの産業を全体構造からみた主な順位は、農業(34.3%)、生産工程従事者(11.4%)、サービス業(10.9%)、事務従事者(9.5%)、卸売・小売業(8.4%)となっています。

今後、就業人口割合は産業別間の若干の移動が見込まれますが、大きな変動はないものと推測されます。しかし、少子高齢化等の影響から就業人口の減少が見込まれるため、農業と関連産業の振興等を中心とする施策展開により、雇用の確保と若者の定住促進を図ることが必要になります。

【資料：産業別人口の動向(国勢調査)】

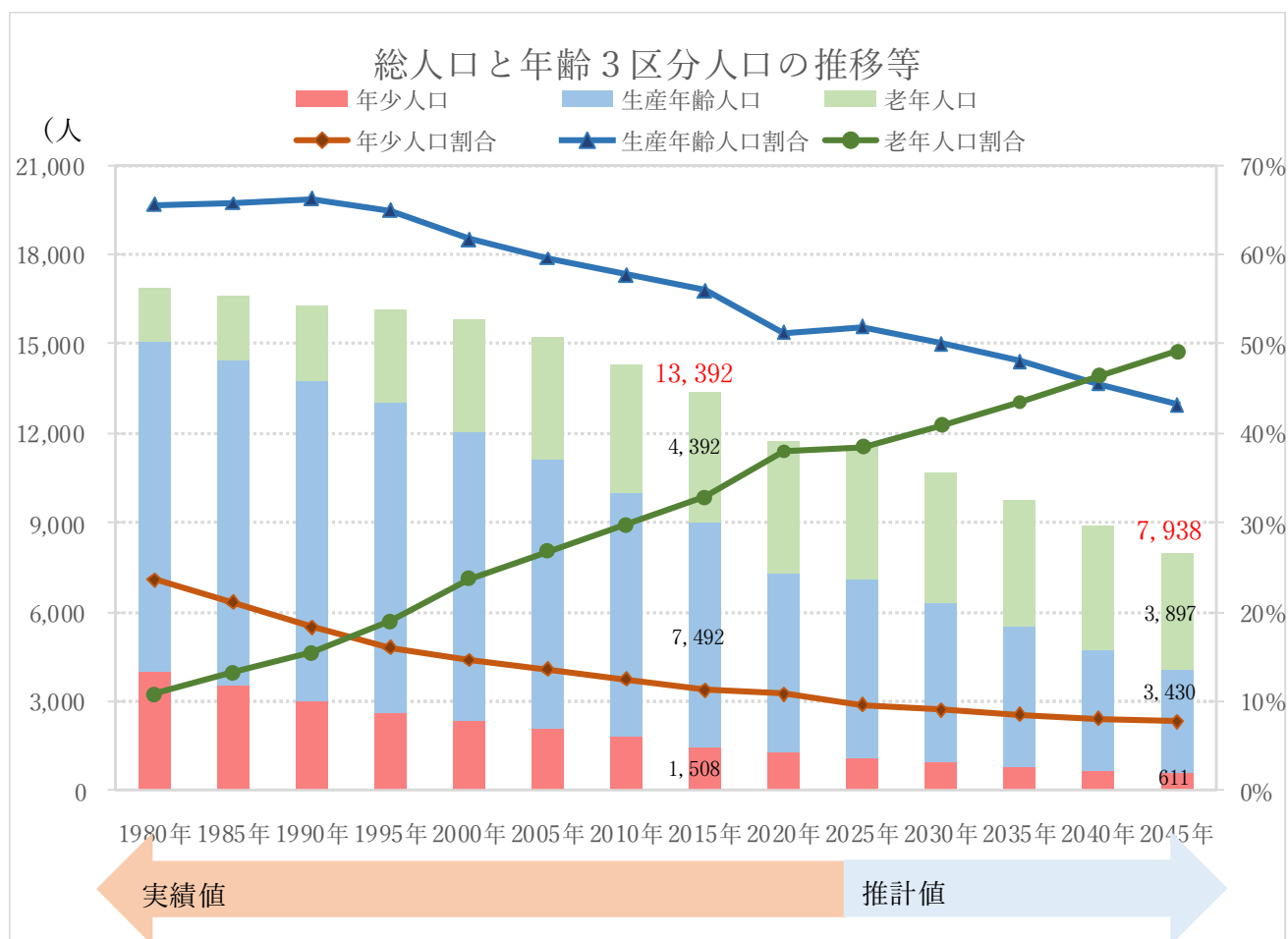
区 分	昭和 55 年	平成 2 年	平成 17 年	平成 27 年
総 数	8,513 人	7,777 人	7,770	7,096 人
第 1 次産業 就業人口 (比率)	4,741 人 (64.4%)	4,137 人 (53.2%)	3,035 人 (39.1%)	2,475 人 (34.9%)
第 2 次産業 就業人口 (比率)	1,301 人 (10.6%)	1,619 人 (20.8%)	1,456 人 (18.7%)	1,311 人 (18.5%)
第 3 次産業 就業人口 (比率)	2,466 人 (25.0%)	2,021 人 (26.0%)	3,277 人 (42.2%)	3,310 人 (46.6%)

※総数には分類不能の人数が含まれていることから、各項目の合計数と合わない場合があります。就業人口比率も同様に、分類不能者を差し引いた数値で算出していることから、単なる総数と産業別の就業人口の比率とは異なる場合があります。

④ 今後の人口動向

鶴田町人口ビジョンにおいて、当町の総人口は年々減少し、令和 7 年(2025 年)以降は 5 年ごとに約 900 人超が減少し、令和 27 年(2045 年)には 7,938 人まで減少すると予想されています。また、年齢 3 区分別人口をみると、生産年齢人口、年少人口は年々減少、老年人口は平均寿命延長の影響もあり、令和 2 年(2020 年)までは増加するものの、令和 7 年(2025 年)に団塊の世代が 70 歳代後半に達することから、令和 7 年度を境に減少に転じると予測されます。老年人口は現在のピークを過ぎ、減少に転じるため、高齢化率低下により医療・介護の負担増大が緩和される一方で、生産年齢人口の減少による経済や地域活動の担い手不足などは地域経済の衰退につながるおそれがあることから、今後は少子化対策を充実させ、生産年齢人口の増加及び出生数の増加をめざす必要があります。

【資料：2045 年までの人口推計(鶴田町人口ビジョンから抜粋)】



3. 行財政の状況

ア. 行政

① 組織及び職員数

組織機構については、大規模な課・係の統廃合などにより、現在は町長部局が7課、14班体制で、そのほか議会事務局、教育委員会となっています。行政需要の変化に柔軟に対応し、効率的かつ効果的な行政サービスを提供できるよう事務分担や組織機構について、適切かつ柔軟に見直しを行っています。また、合理的かつ効率的な事務処理を行う執行体制を確保するため、職位等の見直しについても検討を進めているところであり、令和4年4月1日現在の職員数は102人となっています。

鶴田町行政機構図

町長	副町長
	総務課
	企画交流課
	税務会計課
	住民環境課
	福祉介護課
	子ども健康課
	農業振興課
	商工観光課
	建設整備課
教育委員会	教育長
	事務局
	給食センター
	公民館
議会	議会事務局
農業委員会	農業委員会事務局(農業振興課)
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局(総務課)
監査委員会	監査委員会事務局(総務課)

② 広域行政による共同施設等

環境衛生業務は、昭和 36 年に 2 市 2 町(五所川原市、つがる市、中泊町、鶴田町で構成)により「西北五環境整備事務組合」を設置し、し尿・ごみの共同処理を行っています。また、上水道事業については、現在、6 市 3 町 1 村(弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、青森市、藤崎町、田舎館村、板柳町、鶴田町)で構成する「津軽広域水道企業団」からの受水により水道用水の供給を行っています。

障害福祉業務は、2 市 5 町(五所川原市・つがる市・鰺ヶ沢町・深浦町・中泊町・板柳町・鶴田町)で構成する「西北五広域福祉事務組合」により設置、障害者児童施設の運営などを行っています。

消防業務は、昭和 45 年に設置された「五所川原地区消防事務組合」(五所川原市・鶴田町で構成)により、常備消防に対応する広域体制を行ってきました。その後、平成 17 年の市町村合併により 1 町(中泊町)が加わり、現在は 1 市 2 町による広域行政を実施していま

す。

そのほか、平成 11 年には、2 市 4 町(五所川原市・つがる市・鰺ヶ沢町・深浦町・中泊町・鶴田町)の構成により、青森県内 2 番目の広域連合である「つがる西北五広域連合」が発足し、障害者総合支援法に基づく介護認定審査会や地域自立支援協議会の設置運営を行っています。平成 24 年からは、病院事業についても広域化し、中核病院、サテライト医療機関の設置及び運営管理を行っています。

イ. 財政の状況

財政規模について、令和 2 年度の普通会計の歳入歳出決算額は、歳入 8,759,887 千円(前年度 9,172,696 千円)、歳出 8,332,259 千円(前年度 8,934,557 千円)となり、歳入歳出規模として過去最高となった令和元年度に比べ、歳入で 4.5%減少し、歳出では 6.7%減少しました。これは、令和元年度における統合小学校建設事業による普通建設事業費増加が主な要因となっています。

歳入総額の主な内訳は、地方交付税 2,901,783 千円(構成比 33.1%)、地方債 688,700 千円(構成比 9.5%)、地方税 922,094 千円(構成比 10.5%)、国庫支出金 2,636,969 千円(構成比 30.1%)、県支出金 566,565 千円(構成比 6.5%)となっています。

歳入を自主財源と依存財源の構成比でみると、地方税、使用料及び財産収入等の自主財源は 16.7%であるのに対し、地方交付税、国庫支出金及び県支出金等の依存財源は 83.3%となっており、依存財源の比率が高くなっています。

一般財源に占める割合は、依存財源である地方交付税が 63.2%と高く、自主財源である地方税は 20.1%であり、地方交付税への依存度が高い状況です。

歳出総額の主な目的別内訳は、総務費 2,018,980 千円(構成比 24.2%)、民生費 2,381,333 千円(同 28.6%)、衛生費 734,374 千円(同 8.8%)、農林水産費 390,823 千円(同 4.7%)、商工費 219,651 千円(同 2.7%)、土木費 569,070 千円(同 6.8%)、消防費 384,629 千円(同 4.6%)、教育費 1,072,900 千円(同 12.9%)、公債費 483,235 千円(同 5.8%)となっています。

主な性質別内訳は、人件費 962,640 千円(同 11.6%)、扶助費 1,217,965 千円(同 14.6%)、公債費 483,235 千円(同 5.8%)、物件費 902,036 千円(同 10.8%)、補助費等 2,957,917 千円(同 35.5%)、繰出金 674,154 千円(同 8.1%)、普通建設事業費 963,846 千円(同 11.6%)となっています。義務的経費である人件費・扶助費・公債費の合計は、2,663,840 千円(構成比 32.0%)を占めています。財政構造の弾力化を示す経常収支比率は 90.6%と高く、普通交付税の伸び率によって、経常収支比率が変動しやすい財政構造になっているため、今後も行財政改革を進め、長期的な展望に立った財政の健全化を図っていく必要があります。

表 1-2(1)市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳 入 総 額 A	6,075,158	6,219,439	8,759,887
一 般 財 源	4,769,393	4,488,835	4,594,544
国 庫 支 出 金	675,558	709,091	2,636,969
都道府県支出金	454,163	564,032	566,565
地 方 債	31,800	81,400	688,700
うち過疎対策事業債	—	—	—
そ の 他	144,244	376,081	273,109
歳 出 総 額 B	5,783,287	5,933,183	8,332,259
義 務 的 経 費	2,567,472	2,656,100	2,663,840
投 資 的 経 費	379,448	274,817	963,846
うち普通建設事業	379,448	274,817	963,846
そ の 他	2,836,367	3,002,266	4,704,573
過疎対策事業費	—	—	—
歳入歳出差引額 C (A - B)	291,871	286,256	427,628
翌年度へ繰越すべき財源 D	46,786	1,214	31,984
実質収支 C - D	245,085	285,042	395,644
財政力指数	0.223	0.239	0.282
公債費負担比率	15.4	13.5	11.9
実質公債費比率	16.8	13.1	12.5
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	90.2	92.9	90.6
将来負担比率	153.1	140.6	142.6
地方債現在高	5,391,345	4,918,757	7,908,117

資料：地方財政状況調査等

ウ．施設整備水準

道路整備については幹線道路を優先的に整備した結果、令和 2 年度末で改良率 83.8%まで向上しましたが、幹線道路以外の生活道路の改良についてはそれほど進んでいません。

今後は、長寿命化計画や個別施設計画に基づき、道路や橋梁の維持修繕や新規道路整備による交通体系整備を計画的に実施していく予定です。

農道については、ほ場整備事業と一体で順次整備していますが、維持修繕が必要な農道がみられます。農業の効率的な経営のためにも、今後も計画的に整備していく必要があります。

上水道は、昭和 63 年から津軽広域水道企業団からの受水により安心安全な水道用水を提供してきました。水道普及率については、令和 2 年度末で 98%まで整備されており、ほとんどの家庭において、日常生活を営む上で支障が生じることはなく、今後は老朽管の入替えや耐震化を計画的に行っていく予定です。水洗化率は、令和 2 年度現在で 73.3%となっており、快適な生活環境と水質保全の向上を図るため、公共下水道及び農業集落排水事業に加え、浄化槽設置事業を検討していきます。

医療施設については、つがる西北五広域連合管内の医療機関が互いに連携しあい、それぞれの医療機関の特徴を活かしながら、患者にとって負担の少ない、最適な医療を地域全体で提供することとしています。

具体的には、「つがる総合病院」は急性期及び高度専門的な医療、「鶴田診療所」などの4医療機関が初期医療及び急性後期の医療を担当することとしているところであり、今後も近隣市町と連携を図りながら、医療施設や設備を充実させ、最適な医療を提供していく必要があります。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	33.2	76.7	79.6	83.3	83.8
舗 装 率 (%)	34.9	43.6	52.7	59.2	65.2
農 道					
延 長 (m)	240,599	224,984	231,778	231,778	233,118
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	83.5	70.3	74.0	—	—
林 道					
延 長 (m)	5,270	2,710	2,710	2,710	—
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	39.6	27.1	37.6	—	—
水 道 普 及 率 (%)	78.8	89.1	95.7	99.1	98.0
水 洗 化 率 (%)	—	—	66.1	50.0	73.3
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	1.4	8.4	8.1	6.9	—

資料：公共施設状況調査等

(注)1 上記区分のうち、平成 22 年度以降の市町村道の「改良率」と「舗装率」及び平成 22 年度以降の「水道普及率」並びに「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。

2 上記区分のうち、平成 22 年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通省の「道路施設現況調査」の記載要領を参考に次の算式により算定する。

$$\text{改良率} = \text{改良済延長} / \text{実延長}$$

$$\text{舗装率} = \text{舗装済延長} / \text{実延長}$$

3 上記区分のうち、平成 12 年度までの「水道普及率」については公共施設状況調査の記載要領によることとし、平成 22 年度以降については、公益社団法人日本水道協会の「水道統計」の数値を使用する。

4 上記区分のうち「水洗化率」については、次の算式により算定する。なお、基準日はその年度の 3 月 31 日現在とする。また、A から H までについては公共施設状況調査の記載要領に、I については一般廃棄物処理事業実態調査（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の記載要領による。

$$\text{水洗化率} = (A + B + C + D + E + F + G + H + I) / J$$

- A：当該市町村の公共下水道現在水洗便所設置済人口
- B：当該市町村の農業集落排水施設現在水洗便所設置済人口
- C：当該市町村の漁業集落排水施設現在水洗便所設置済人口
- D：当該市町村の林業集落排水施設現在水洗便所設置済人口
- E：当該市町村の簡易排水施設現在水洗便所設置済人口
- F：当該市町村の小規模集合排水処理施設現在水洗便所設置済人口
- G：当該市町村のコミュニティ・プラント処理人口
- H：当該市町村の合併処理浄化槽処理人口
- I：当該市町村の単独処理浄化槽処理人口
- J：当該市町村の住民基本台帳登載人口

5 取得不能な数値については、「－」と表記する。

4. 地域の持続的発展の基本方針

当町においては、人口減少、少子高齢化の進行等、厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落維持及び活性化、農地の適正管理等多くの課題が存在しています。

このような状況の中、近年は田舎への移住希望者の増加、革新的な技術発展、情報通信技術を利用した作業のスマート化といった、当町の農業振興や観光振興における課題の解決に資する新たな動きがみられるところであり、こうした新たな動きを加速させることが求められています。

鶴田町では、こうした課題の解決に向け、平成30年3月に「第5次鶴田町総合計画後期基本計画(計画期間:平成30～令和4年度)」(以下「第5次総合計画」という)を策定し、「健やかで安心な暮らしを支えるまちづくり」、「活力ある住みよいまちづくり」、「健康で郷土を愛する人間性豊かな人づくり」、「共に思いやり支え合う安心なまちづくり」、「町民と共につくる親しみやすいまちづくり」の5つの柱を掲げて取り組んでいるところです。そして、本取組は、青森県過疎地域持続的発展方針に掲げられている「過疎地域の基本的な方向性(めざす姿)」にも適合するものであり、施策の着実な遂行により、課題が解決し、ひいては、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上に資することが期待されます。

このことから、本計画における基本方針は、第5次総合計画に沿って策定することとし、人口減少を克服し、地域住民の誰もが、地域で安心して暮らしていくことができる、持続可能な地域となるよう努めていきます。

また、第2次五所川原圏域定住自立圏共生ビジョン等、他自治体との連携も積極的に推

進し、持続的発展へ向けて努力していくものとします。

【まちづくりの柱（第5次鶴田町総合計画抜粋）】

- ① 健やかで安心な暮らしを支えるまちづくり
 - a. 健やかで安心な暮らしを支える保健・医療体制の充実
 - b. 健やかで安心な暮らしを支える社会福祉の充実
 - c. 健やかで安心な暮らしを紡ぐ次世代育成の充実
- ② 活力ある住みよいまちづくり
 - a. 産業の充実による活力あるまちづくり
 - b. 都市基盤の充実による住みよいまちづくり
- ③ 健康で郷土を愛する人間性豊かな人づくり
 - a. 健康で郷土を愛する人間性豊かな人材の育成
 - b. 健康で郷土を愛する人間性豊かな人づくりのための文化の振興
 - c. 健康で人間性豊かな人づくりのための社会教育の推進
- ④ 共に思いやり支え合う安心なまちづくり
 - a. 共に思いやり支え合う安心なまちを支える防災・消防体制の充実
 - b. 共に思いやり支え合う安心なまちを支える生活環境の充実
- ⑤ 町民と共につくる親しみやすいまちづくり
 - a. 町民と共につくる親しみやすいまちを支える交流活動
 - b. 町民と共につくる親しみやすいまちをつくる行財政運営
 - c. 町民と共につくる親しみやすいまちを支える情報通信基盤の充実

5. 地域の持続的発展のための基本目標

ア. 人口に関する目標

当町における人口減少の主な要因としては、生産年齢人口の減少が挙げられます。地域経済を支える担い手としての生産年齢人口の減少は、経済や地域活動の担い手不足など、地域経済の衰退につながるおそれがあることから、生産年齢人口を増加させるため、若い世代が安心して生活できる環境整備を行うなど、即効性のある対策を講じていく必要があります。

また、鶴田町人口ビジョンでは、当町の総人口は、令和27年(2045年)には7,368人、令和42年(2060年)には4,885人にまで減少するとされています。鶴田町人口ビジョンでの分析結果や町民の意向調査結果を踏まえ、当町としては、人口減少克服に向け、次の4項目に取り組むとともに、短期的、中期的及び長期的目標としてa～cを設定します。

① 産業の充実による活力あるまちづくり

県外・町外への転出防止や県外・町外からの移住などを進めるためには、生活の基盤となるしごとづくりが最も重要となります。そこで、当町の基幹産業である農業分野の成長産業化、地域資源の掘り起こしや地域資源の観光コンテンツ化など、これまでの農業と観光の取組に磨きをかけたまちづくりにより魅力あるしごとづくりを進めます。

② 生活基盤の充実による誰もが住みたくなるまちづくり

県外・町外の人材を当町に還流させるため、県外・町外における移住推進の取組を行うとともに、当町に在住する若者が当町に定着できるための取組を行うほか、魅力的な生活環境づくりや誰もが活躍できる社会環境づくりを進めることで町内定着を推進します。また、地域づくりの担い手不足を克服し、地域に変化を生み出すために、地域や住民と多様に関わる地域外の人々との「関係人口」を増やす取組を推進します。

③ 健やかで安心な暮らしを紡ぐ次世代育成のまちづくり

次代を担う子どもたちは、町の宝であり、その子どもたちが希望を持って成長していけるよう、若い世代が結婚、出産、子育てを安心して実現できる環境を整える取組を進めます。また、子どもたちが将来も町に住みたいと思い、実際に住んでもらうためには、町の良さを知り、町への愛着と誇りを醸成することが必要なため、次代を担う人づくりを推進します。

④ 早寝早起き朝ごはん、健康長寿のまちづくり

すべての町民が健康で長生きできる健康長寿の町を実現することで、死亡者数の抑制や生産と消費の拡大による地域経済の活性化が見込まれます。町民一人ひとりが健康に対する意識を持ち、自主的な健康づくりに取組、疾病を予防し、介護を必要としない健康なまちづくりを促進します。

【全体の目標】

a. 短期的目標：令和 17 年(2035 年)

人口規模 10,200 人以上の維持及び年少人口比率 10%以上を維持。

b. 中期的目標：令和 27 年(2045 年)

人口規模 8,900 人以上の維持及び生産年齢人口比率が老年人口比率を上回る。

c. 長期的目標：令和 42 年(2060 年)

人口規模 7,100 人以上の維持および人口構造の若返りをめざす。

【社会増減目標及び自然増減目標】

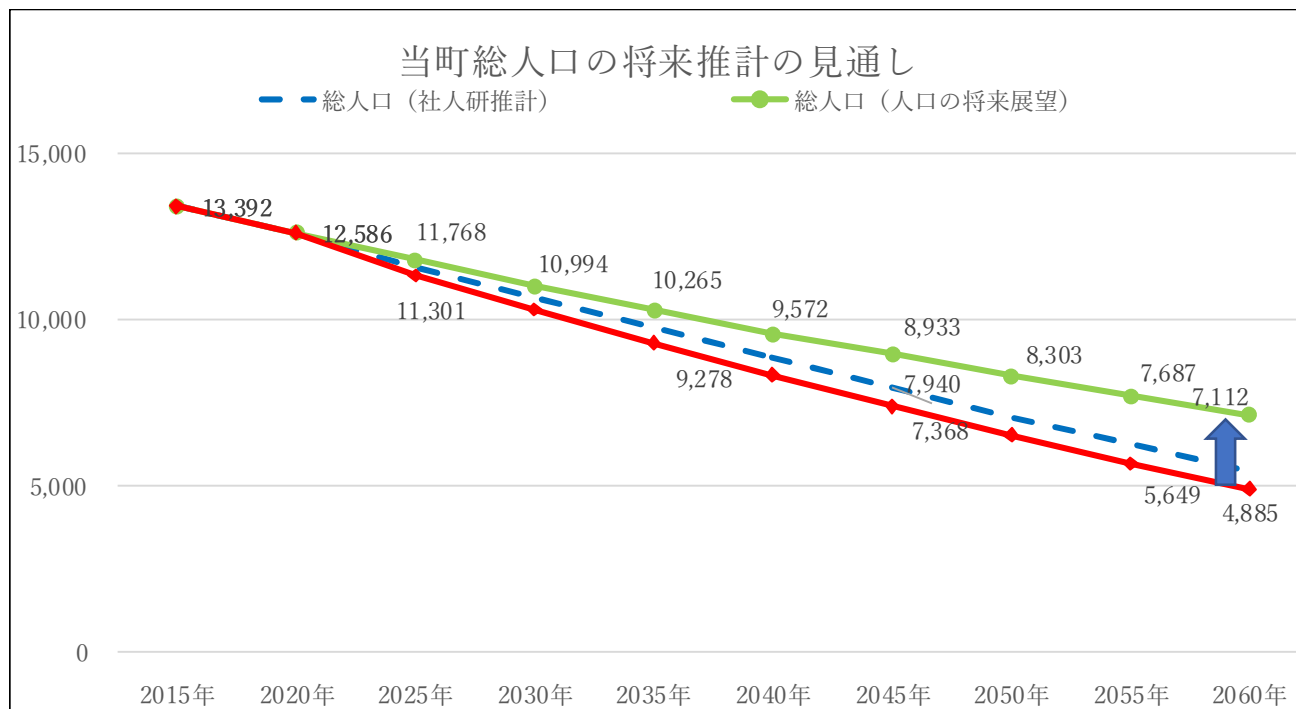
転入者数 令和 3 年度：205 人 → 令和 7 年度：280 人

転出者数 令和 3 年度：288 人 → 令和 7 年度：258 人

出生数 令和 3 年度：45 人 → 令和 7 年度：80 人

死亡数 令和 3 年度：226 人 → 令和 7 年度：203 人

【資料：当町がめざす人口ビジョンの推計(鶴田町町人口ビジョンから抜粋)】



※当町がめざす人口ビジョンにおける展望は、日本創成会議に準拠した将来推計人口において、2015年時点で(1.28)である合計特殊出生率が2020年に(1.30)、2025年に(1.50)、2030年に(1.70)、2035年に(1.80)、2040年に(1.90)、2045年に人口の置換水準である(2.10)と段階的に上昇し、その後も維持すると仮定し、かつ平成22(2010)年～27(2015)年の国勢調査(実績)に基づいて算出された純移動率が、令和22(2040)年～令和27(2045)年までゼロ(均衡)で推移すると仮定した場合のシミュレーションです。

イ. 財政力に関する目標

当町の経常収支比率は、平成27年度決算では92.9%、令和2年度決算では90.6%となっています。持続可能な財政運営の実現に向け、事業の選択と集中、行政運営の効率化やコスト削減、自主財源の確保等に努め、令和8年度以降の決算における経常収支比率90.0%未満をめざします。

6. 計画の達成状況の評価に関する事項

鶴田町過疎地域持続的発展計画では、各分野の基本目標を設定し、検証・改善を図るための仕組みとしてPDCAサイクルマネジメントの手法に基づき、町民をはじめ外部有識者で構成される「鶴田町振興計画審議会」において、その事業進捗状況を毎年調査します。具体的には、設定した数値目標等を基に実施した施策及び事業の効果を検証し、計画の達成状況を評価するとともに、その結果を町ホームページ上に公表します。

7. 計画期間

計画期間は、青森県過疎地域持続的発展方針に定める計画期間との整合を図り、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4か年間とします。

8. 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等については、将来改修更新費用の試算と過去5年間の投資的経費の比較をもとに、総延床面積の削減、適切な長寿命化及び財政負担の平準化を実施することで、今後も持続可能な維持管理が実現できるものであり、当町では、鶴田町公共施設等総合管理計画において、今後の町民生活を支える施設サービスを持続的に提供していくための公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する課題と方針を以下のとおり定めています。

本計画は鶴田町公共施設等総合計画の内容を前提とし、人口減少・少子高齢化といった環境変化や施設の健全性・安全性、サービスの必要性などから総合的かつ計画的な対策を実施することにより、過疎地域の持続的発展を図り、住民サービスの向上、移住・定住、雇用拡大、地域格差の是正を目的として策定するものです。したがって、本計画に掲げるすべての公共施設等の整備は鶴田町公共施設等総合管理計画に適合しています。

【資料：公共施設等の総合管理に関する基本的な方針（鶴田町公共施設等総合管理計画から抜粋）】

- ① 将来を見据えた課題
 - a. 予防保全型のメンテナンスサイクルの確立
 - b. 財政負担の平準化実現への方策
 - c. 公共建築物の最適な量と配置の検討
- ② 基本理念
 - a. 安全・安心の確保
 - b. アセットマネジメント(資産管理)の推進
 - c. 財政負担の平準化の推進
- ③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
 - a. 点検・診断等の基本方針
 - b. 維持管理・修繕・更新等の基本方針
 - c. 安全確保の基本方針
 - d. 長寿命化の基本方針
 - e. 統合や廃止の基本方針
 - f. PPP/PFI の推進
 - g. 広域連携による事業の推進

第2章 計 画

1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

ア. 現況と問題点

全国的な人口減少や超高齢化社会が問題となっている中、当町においても進学や就職を契機とした若い世代の転出や出生数の減少が人口減少の主な要因となっています。また、農業の労働力不足や後継者不足は深刻な問題となっており、農業従事者の減少対策について、国や県と連携を図りながら取り組んでいるところです。

近年、大都市圏の若者を中心とした地方への移住志向やスローライフを求めて田舎へ移住する UIJ ターンに注目が集まっており、全国各地で多くの移住施策が展開されています。当町に興味を持ってもらう人を増やすため、積極的な情報発信を行い、重点的に移住・定住の促進を図ることが必要です。また、このような事業の拠点となっている国際交流会館やコミュニティプラザなど、老朽化が進行しているため、早急の整備が求められています。

五所川原定住自立圏域においては人口減少が著しく、地域経済の縮小や停滞、行政サービスの縮小も懸念されることから、定住自立圏域と連携した人口減少対策を着実に実施していく必要があります。

イ. その対策

当町に興味を持ってもらうため、SNS や Web サイト等の媒体を通じて生活環境や移住優遇施策などに関する積極的な情報発信に努めるとともに、移住希望者に対しては、相談会や空き家バンク登録物件へのお試し移住事業等の体験事業を実施し、移住・定住に向けた支援を行います。

また、交流人口及び関係人口拡大のため、物産及び観光振興を図りながら観光客の増加を目指すとともに、姉妹都市を締結しているアメリカ合衆国オレゴン州フッドリバー市や鹿児島県さつま町との交流をさらに推進します。

人材育成については、地域づくりを牽引するリーダーを育成するため、児童や生徒を対象に、地域の課題や特性を学ぶことのできる取組を増やしていきます。

事業の拠点となっている国際交流会館やコミュニティプラザなどの施設については、個別施設計画に基づき長寿命化に努めます。

五所川原定住自立圏との連携については、定住自立圏共生ビジョンに基づき、適切な役割分担のもと、広域で連携して提供すべき行政サービスや各種施策の質と量を確保し、圏域全体で人流を創出することで地域住民が将来にわたって安心して暮らせる地域づくりを推進します。

▶施設目標(鶴田町公共施設個別施設計画：町民文化系施設計画参照)

- ・国際交流会館改修事業 … 【現況判定】維持 【整備手法】長寿命化
- ・コミュニティプラザ改修事業 … 【現況判定】維持 【整備手法】改修

▶取組目標

- ・移住相談件数 … 年2件(令和3年度実績1件)

ウ. 計画

事業計画(令和4年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・地域間交 流の促進、人材育成	(1)移住・定住	誕生祝い金給付事業	鶴田町	(ソフト事業)
		地域おこし協力隊受入事業	鶴田町	(ソフト事業)
		お試し移住・農業体験事業	鶴田町	(ソフト事業)
		空き家バンク活用促進事業	鶴田町	(ソフト事業)
		あおもり移住支援事業	鶴田町	(ソフト事業)
		新婚新生活支援事業	鶴田町	(ソフト事業)
	(2)地域間交流	フットリバー姉妹都市交流事業	鶴田町	(ソフト事業)
		鹿児島県さつま町交流事業	鶴田町	(ソフト事業)
	(3)人材育成	国際交流事業	鶴田町	(ソフト事業)
	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	鶴田町移住定住促進事業 【事業内容】 当町に移住し、町内に新たに住宅を取得して定住する者に対し1度だけ支援金を交付する。 【事業の必要性】 移住定住により地域の活性化を図り、担い手不足を解消するため。 【事業の効果】 地域産業における担い手の育成や地元企業の雇用の拡大が図られるとともに、新たな「しごと」の創生や多様な感性を持った人材の受入れを通じて地域経済が活性化する。	鶴田町	
	地域間交流			
	(5)その他	国際交流会館改修事業	鶴田町	
		コミュニティプラザ改修事業	鶴田町	

エ. 公共施設等総合管理計画等との整合

鶴田町公共施設等総合管理計画では、町民文化系施設の基本方針として、「予防保全の観点から計画的な施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握し、点検及び診断等の結果に基づき、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、ライフサイクルコストの縮減・平準化及び長寿命化を実施します。施設の更新及び耐震化については、施設の必要性や需要を考慮し、総合的に判断します。」と定めています。本計画においても同様の方針としており整合性は図られています。

2. 産業の振興

ア. 現況と問題点

① 農業

当町では、農業からの離職や兼業化が進み、土地利用型農業を中心として、農業の担い手不足が深刻化しています。これは農業所得が不安定であるため、若者が就業しにくいことが要因と考えられます。さらには兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代、ほ場整備の完了等に伴い、急速に農地の流動化が進む可能性が高まってきています。

一方、農業就業人口の高齢化及び減少に伴い、全国的な課題として農業後継者に継承されないことや遊休農地、放任園農地は地権者と連絡がつかない場合が多く、事実上活用が困難であることから、認定農業者における農地の集約と規模拡大が図れないため、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼしています。

農業施設については、農業水利施設や農村改善センターなど生産基盤となる施設の老朽化に伴う修繕費の増加が課題となっており、改修の手法など検討が必要です。

② 商業

日常生活の買い物などで、五所川原市、つがる市、弘前市などへ消費者が流出するとともに、近年では町内にも郊外型の大型店舗の進出やコンビニエンスストアの出店により、従来からある商店(街)の経営状況は深刻なものとなっています。地元商店は、経営規模が小さく、集客力が低下しているものの、今日まで地域に根ざした事業を継続していることから、商業機能のみならず、高齢化社会等の地域ニーズに対応した機能を活かしつつ、商店(街)の再活性化を図り、郊外型の大型店舗と地元商店のそれぞれの特性を活かした商業振興が必要となります。

③ 工業

当町では県誘致企業であるハイコンポーネンツ青森株式会社(人員約 460 名)が、新規学卒者や若年者の雇用の受け皿となっていて非常に大きな存在となっています。しかし、長引く景気低迷により工業を取り巻く環境は厳しく、同社以外の誘致の状況をみると、新規企業の誘致が十分に進んでいません。

当町の均衡ある発展のためには、工業振興は不可欠であるため、廃校や用途廃止した既存物件を利活用した低コストでの企業進出や新規産業の創出等を積極的にサポートし、新たな就労機会を生み出すことが必要です。

④ 観光

津軽富士見湖周辺は、町民の憩いの場であるとともに、当町を代表する観光資源として、「鶴の舞橋」や「富士見湖パーク」を中心に毎年多くの観光客が訪れていますが、このうち町内に滞留する人口は多くありません。新たな人の流れをつくるためには、「道の駅つるた」への誘客を進め、新たな視点に基づく観光によるまちの活性化を図る必要があります。

また、広域観光の振興については、世界自然遺産である「白神山地」や2021年7月にユネスコの世界遺産に登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」を新たな観光コンテンツと捉え、近隣市町村と連携し協議を進めていくとともに「青森ねぶたまつり」や「弘前ねぶたまつり」、「五所川原立佞武多」などの地域の観光資源を活かした体験型・滞在型観光を構築し、観光客の集客にも力を入れ、魅力と活力のあるまちづくりを目指していく取組が必要です。

イ. その対策

① 農業

就業支援では、新規就農者の確保や育成のための受入体制の整備として、青年の就業意欲の喚起と就農後の定着を目的に、国及び県と連携し実施している新規就農者育成総合対策等の活用促進を図るとともに、事業を利用する就農者の円滑な研修をサポートします。

また、認定農業者や集落営農の組織化・法人化等、産地を牽引する経営体の育成対策と担い手農家への農地集積を進め、安定した農業経営ができるように農地中間管理機構等の活用を促進します。

新規就農や農業後継者を確保する上で必要な要素として、安定した農業所得を得ることが考えられます。販路拡大やインターネット販売の支援、ブランド化戦略、さらには付加価値を高める6次産業化などの取組を積極的に支援します。

生産基盤の整備において、農作業の効率化を図るため、農業水利施設の長寿命化対策や防災減災対策を推進するとともに、ICTを活用した品質向上や省力化、労働力不足解消などが期待されているスマート農業の活用を実施するための設備の導入を促進します。

また、地域が一体となって生産コスト及び出荷コストの低減、販売額の向上などに取り組むために必要な農業機械の導入や出荷施設の整備に努めます。

▶施設目標(鶴田町公共施設個別施設計画参照)

- ・農村環境改善センター改修事業 【現況判定】維持 【整備手法】長寿命化

▶取組目標

- ・認定新規就農者数 … 53人(平成28年度基準値23人)以上
- ・つるたスチューベンの出荷量 … 280t(平成28年度基準値186t)以上

② 商業

商工会・行政の連携による商業の経営安定の強化と金融機関等と連携した制度資金の適切な運用や経営近代化を推進します。また、商店街の活性化を図るため、空き店舗を活用す

る新規出店支援や経営支援をするとともに、地域ニーズに対応した魅力ある商店街の空間づくりを支援します。

商業、工業に共通する部分では中小企業の経営安定化に向け、県や信用保証協会など関係機関と連携し、保証料等の補助やセーフティーネット保証制度の認定を行うなど、事業活動に必要な資金調達を円滑に行うための支援を継続していきます。

▶取組目標

- ・民間事業所数 … 410 事業所(平成 28 年経済センサス 403 事業所) 以上

③ 工業

工業については、新規学卒者や若年者の雇用創出のため、新規企業の誘致や新規産業の起業を支援する仕組みとして、旧小学校の空き校舎を活用した創業・起業の拠点づくりや優遇制度の支援など企業誘致活動に努めます。

▶取組目標

- ・企業誘致、起業の相談件数 … 年 3 件(令和 3 年度実績 0 件)

④ 観光

当町の観光資源である津軽富士見湖周辺の「鶴の舞橋」や「富士見湖パーク」については、観光客の快適な滞在と安全の確保を図るため、観光施設の計画的かつ効率的な補修及び改修に努めます。さらにはアフターコロナを見据えての情報発信や受入体制の強化を推進するとともに、外国人観光客の誘致の準備や外国人観光客が安心して周遊できるインバウンド体制整備を図ります。また、世界遺産の「白神山地」、「縄文遺跡群」や青森ねぶたまつり、弘前ねぶたまつり、五所川原立佞武多などのリピーター獲得に向けた受入態勢の強化に取り組むとともに、近隣市町との連携を強化し広域観光を推進します。

▶施設目標(鶴田町公共施設等総合管理計画参照)

- ・丹頂鶴自然公園トイレ整備事業 … 【現況判定】維持 【整備手法】建替
- ・富士見湖パーク内トイレ整備事業 … 【現況判定】維持 【整備手法】建替
- ・富士見湖パーク整備事業 … 【現況判定】維持 【整備手法】更新

▶取組目標

- ・観光入込客数 … 650,000 人(平成 28 年度基準値 509,000 人) 以上

ウ. 計画

事業計画(令和4年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(1)基盤整備 農業	国営浅瀬石川2期地区土地改良事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業	国 青森県	
	(3)経営近代化施設 農業	農村環境改善センター改修事業	鶴田町	
	(6)起業の促進	鶴田UIJターン起業支援事業	鶴田町	(ソフト事業)
	(7)商業	小口・事業活性化資金保証料補給給付事業	鶴田町	(ソフト事業)
	(9)観光又はレクリエーション	丹頂鶴自然公園トイレ改修事業 富士見湖パーク内トイレ改修事業 富士見湖パーク整備事業	鶴田町 鶴田町 鶴田町	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	つるたスチューベン販売促進事業 【事業内容】 生産量日本一のつるたスチューベンぶどうの知名度を上げるため、トップセールスやインターネット販売により、販路の拡大を促進し農業所得向上を図る。 【事業の必要性】 農業所得が安定することで、就農する若者が増加するとともに転出者の減少にもつながるため、この事業は必要である。 【事業の効果】 農業所得の向上が期待できるとともに、就農や後継者の増加を図り人口減少を抑制する。	鶴田町	

エ. 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種については、以下のとおりとします。

産業促進区域	業種	計画期間	備考
鶴田町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和4年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記ア～ウのとおりです。また、これらの産業振興施策の実施については、青森県及び近隣市町村との連携に努めます。

オ．公共施設等総合管理計画等との整合

鶴田町公共施設等総合管理計画では、町民文化・レクリエーション・産業系施設の基本方針として、「予防保全の観点から計画的な施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握し、点検及び診断等の結果に基づき、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、ライフサイクルコストの縮減・平準化及び長寿命化を実施します。施設の更新及び耐震化については、施設の必要性や需要を考慮し、総合的に判断します。」と定めています。本計画においても同様の方針としており整合性は図られています。

3. 地域における情報化

ア. 現況と問題点

社会経済のデジタル化の進展に伴い、スマートフォンやタブレット端末の普及、インターネットの高速化により、生活環境や企業活動において様々なサービスや情報提供のオンライン化が進んでおり、誰もがデジタル化のメリットを享受できる環境が整いつつあります。

当町においてもインターネットを利用した町ホームページによる情報発信や防災行政無線を活用した音声情報発信が中心となっています。令和3年9月1日にデジタル庁が発足し、行政のデジタル化が本格化する一方で、町民誰もが情報通信ネットワークを活用できる環境整備が急務となっています。これまで整備してきた防災行政無線の役割を理解し、町民を誰一人取り残さない取組が必要となります。

イ. その対策

デジタル化への対応と防災行政無線の維持管理を同時に進め、防災情報をはじめとする行政情報発信の充実を図ります。また、行政手続きのオンライン化やマイナンバーカードの普及に取り組むとともに、学校教育や社会教育、医療福祉分野にICTを活用し町民の利便性向上を図ります。

▶ 施設目標

・ 防災行政用無線施設 … 【現況判定】維持 【整備手法】長寿命化

ウ. 計画

事業計画(令和4年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域における情報化	(1)電気通信施設等情報 化のための施設 防災行政用無線施設	防災情報伝達制御システム更新事業 防災情報無線維持管理事業	鶴田町 鶴田町	

エ. 公共施設等総合管理計画等との整合

鶴田町町公共施設等総合管理計画では、その他行政系施設として「効率的な維持管理に努め、予防保全の考え方により、優先度を踏まえ計画的な修繕等を実施し長寿命化を図り

ます。」と定めています。本計画においても同様の方針としており整合性は図られています。

4. 交通施設の整備、交通手段の確保

ア. 現況と問題点

① 町道の整備

町道は令和2年度末で、431路線、総延長187,508mで、その整備状況は改良率83.8%（延長157,080m）、舗装率65.2%（延長122,282m）となっておりますが、依然として未整備や老朽化が目立つ路線も多く、また、町内の道路には狭隘な箇所が多く存在し、拡幅改良、老朽化対策、冬期間の路面对策など安全面において早急に改善すべき箇所もあることから、町民のニーズに応じた道路整備や改修を実施し、利便性・環境改善の向上を図る必要があります。

当町では、冬期間の交通確保対策として、町直営と民間委託による除排雪を行っていますが、十分ではありません。特に高齢者世帯からは、体制の充実を求める声が強く寄せられており、生活環境の改善・向上を図るためにも、高齢者世帯に対応した流・融雪溝等の雪対策の施設整備を検討する必要があります。

また、当町は豪雪地帯であり、冬期間の生活の安定と産業の振興を図るためには、防雪、融雪等の施設整備、除排雪機械の充実、道路改良により雪対策を推進し、集落と近隣市部を結ぶ交通の確保も非常に重要です。

② 農道の整備

農道については町道に準じ、これまで破損のたびに補修を行ってきました。しかし老朽化により危険性の高い箇所も多く、集落の維持のためには計画的な整備が必要です。

③ 交通確保対策

近年、高齢者の自家用車による交通事故が社会問題となっており、運転免許証を返納する高齢者が増加しています。当町でも日常生活を支える公共交通の利便性の向上が急務となっています。このため、行政が運行する町内巡回バスの整備やJR東日本、弘南バス、民間タクシーなど、幅広く連携を図ることが必要となっています。

イ. その対策

① 町道の整備

主要幹線道路の整備については、必要に応じて近隣の自治体と連携を図り、国や県に働きかけるとともに、町道及び付随する排水路は個別施設計画に基づき、早期改良や長寿命化を推進します。

また、橋梁についても鶴田町橋梁長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理に努めます。町民が日常的に利用する生活道路については、安心安全に通行できるよう、改良や舗装を行い、歩道のバリアフリー化や歩車道の分離を推進します。特に、通学路に指定されている箇所については、カーブミラーやガードレール等の交通安全施設の整備も含め、優先的に実施します。冬期間の道路管理については、防雪柵の未整備地区の新規整備を推進し、適正

な維持管理を行います。また、町直営の除排雪体制について、計画的な除雪機械等の整備を図ります。

▢施設の目標（鶴田町公共施設等総合管理計画）

- ・道路・橋りょう

現況判定：「古い施設から老朽化に応じて、順次修繕」

目 標：「古い施設から老朽化に応じて、順次修繕」

② 農道の整備

農道については、個別施設計画に基づき、町、改良区、利用者が一体となり連携を図りながら道路改良等の整備を計画的に進めます。また、主要な農道については県との連携を強化し、効率的な整備に努めます。

▢施設の目標（鶴田町公共施設等総合管理計画）

- ・農道及び農道橋改修事業

現況判定：「古い施設から老朽化に応じて、順次修繕」

目 標：「古い施設から老朽化に応じて、順次修繕」

▢取組目標

- ・廻堰中央地区通作条件整備事業の早期着手に向けた関係機関への要望の実施

③ 交通確保対策

地域内交通については、利用者ニーズに応じて地域巡回バスの計画変更や JR 東日本及び弘南バスと連携し運行路線やダイヤの設定について協議を行います。また、タクシー業者等と連携し多様な移動手段のネットワーク構築に向けた検討を行います。

▢取組目標

- ・公共交通網が充実していると思う町民の割合 … 25.0%（平成 29 年度基準値 22.9%）

ウ. 計画

事業計画（令和 4 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通施設の整備、交通 手段の確保	(1)町道・橋りょう	津軽富士見湖線舗装補修事業	鶴田町	
		妙堂崎鶴田線舗装補修事業	鶴田町	
		鶴田六郷線舗装補修事業	鶴田町	
		小泉 1 号線舗装補修事業	鶴田町	
		鶴田鶴泊線舗装補修事業	鶴田町	
		中泉 1 号線舗装補修事業	鶴田町	
		亀田大巻線舗装補修事業	鶴田町	

		相原 6 号線道路改良事業 鶴泊小泉線道路改良事業 胡桃館 3 号線道路改良事業 胡桃館浄水場線道路改良事業 駅東 11 号線道路改良事業 間山 3 号線道路改良事業 沖松倉 3 号線道路改良事業 鶴泊 9 号線道路改良事業 山道駅東団地線道路改良事業 鷹ノ尾地区側溝改修事業 鶴田六郷線防雪柵豪雪対策事業 妙堂崎鶴田線防雪柵設置豪雪対策事業 亀田大巻線防雪柵設置豪雪対策事業 長橋改修事業 西俣大橋改修事業 小泉 1 号橋改修事業 防雪対策事業(除雪機械購入) 融雪溝ポンプ設備点検維持事業	鶴田町 鶴田町 鶴田町 鶴田町 鶴田町 鶴田町 鶴田町 鶴田町 鶴田町 鶴田町 鶴田町 鶴田町 鶴田町 鶴田町 鶴田町 鶴田町 鶴田町 鶴田町 鶴田町	
	(2) 農道	廻堰中央地区通作条件整備事業 農道及び農道橋改修事業	青森県 鶴田町	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業				
	橋りょう 公共交通	橋梁長寿命化計画策定事業 【事業内容】 橋梁について、定期的な点検、修繕を行うため、長寿命化計画を策定する。 【事業の必要性】 橋りょうに係るメンテナンスサイクルを確立させ、道路交通及び地域住民の安全を確保する必要があるため。 【事業の効果】 道路交通及び地域住民の安全を確保するとともに、今後増大が見込まれる橋りょうの修繕、架替えに要する経費のコスト削減を図ることが可能となる。 地域巡回バス運行事業 【事業内容】 地域住民が通院や買い物等の日常生活に必要な移動手段を構築する。 【事業の必要性】 町内を周回する民間の路線バスが運行していないため、自家用車がない地域住民が移動手段を確保する必要があるた	鶴田町 鶴田町	

		め。 【事業の効果】 高齢者の増加に伴って、自動車運転免許証の返納が進み、日常生活にも影響しており、安心安全な交通手段が確保できる。 路線バス等維持補助事業 【事業内容】 弘南バスが運行する弘前－五所川原線の不採算バス路線に対し支援を行う。 【事業の必要性】 町民が通学や通院等で弘前市や五所川原市への移動手段の確保が必要なため。 【事業の効果】 不採算バス路線への支援により地域住民の移動手段が確保され、日常生活を安心して送ることが可能となる。	鶴田町	
--	--	---	-----	--

エ. 公共施設等総合管理計画等との整合

鶴田町公共施設等総合管理計画では、交通施設の整備・交通手段の確保に係る関連施設の基本方針として、「効率的な維持管理に努め、予防保全の考え方により、優先度を踏まえ計画的な修繕等を実施し長寿命化を図る。」と定めています。本計画においても同様の方針としており、整合性は図られています。

5. 生活環境の整備

ア. 現況と問題点

① 水道施設、下水施設等の整備

上水道事業は、津軽広域水道企業団からの受水により 100%賄われており、令和 2 年度末での普及率は 98.0%と非常に高い水準となっています。人口の減少に伴って、給水人口や給水量も減少していく中で、安全な水の安定供給を図るとともに、老朽化した配水管の更新や耐震化、受水施設の改修を計画的に進める必要があります。また、下水道事業は令和 2 年度末の水洗化率は 73.3%と近隣の自治体と同レベルで推移しています。今後も公共下水道事業、農業集落排水事業について地域の実情に即した整備手法を検討し、計画的に整備を進めていくとともに、対象区域外については合併処理浄化槽設置事業も検討していく必要があります。

② ごみ・し尿処理

ごみ処理については、可燃物処理を西北五環境整備事務組合(五所川原市、つがる市、中泊町、鶴田町で構成)にて共同で広域処理を行っているほか、不燃ごみについては当町が管理している一般廃棄物最終処分場へ埋め立て処分をしています。この一般廃棄物最終処分場について、埋め立て可能量の限界が迫っていることから、ごみの減量化とリサイクル活動を促進し、町民の環境問題に対する意識改革に取り組んでいるところです。し尿については、当町全域で発生した汚泥、し尿等を可燃ごみと同様に西北五環境整備事務組合にて共同処理を行っています。

③ 火葬場

昭和 47 年に建設された火葬場は、改修や改装等を繰り返し行ってきたものの、全てにおいて老朽化が著しく、建設当時と比べて焼却効率が低い状態となっています。超高齢化社会の到来により、引き続き需要が見込まれるものの、現在の能力では、今後のニーズに的確に対応することが困難であることから、施設の建替え又は大規模改修の必要があります。

④ 消防・救急・防災体制の整備

消防・救急体制については、五所川原地区消防事務組合(五所川原市、中泊町、鶴田町で構成)による、広域的な常備消防体制によって、地域住民を火災や自然災害などから守るとともに、救急においても迅速な対応ができるよう備えています。

しかし、近年、全国各地で大規模災害が発生しており、安全な地域生活を確保するためには、常備消防だけでなく、集落単位で組織されている消防団(分団)の機能強化や地域住民の自主防災意識の向上に向けた取組も必要不可欠です。特に消防団設備については、各集落の屯所や車両の老朽化が進んでおり、計画的な改修及び更新の必要があることに加え、非常時における拠点の整備、ライフラインの確保など総合的な整備も課題となっています。

⑤ 住宅

町営住宅の現状は、鶴田町公営住宅長寿命化計画に基づき「駅東団地」(昭和 46 年から昭和 50 年建築)について、平成 29 年度から建替計画を実施しており、令和 3 年度末時点において、用地取得、測量、造成まで行ったところです。「鶴寿団地」(昭和 52 年から昭和 59 年建築)については、平成 23 年から令和 2 年までの 10 カ年計画で屋根の張替及びトイレ

水洗化「みどり団地及びみどり第2団地」(昭和60年から平成7年建築)については、令和3年度から古い順に屋根の張替及び外壁改修をそれぞれ計画的に実施しているところです。

町営住宅は定住基盤として重要な役割を担っており、定住化を促進するためにも快適な居住環境を総合的に整備していく必要があります。

⑥ 防犯設備

当町の産業別人口の動向を見ると第1次産業及び第2次産業が減少し、第3次産業が増加しています。したがって、会社員等の増加により、住民の多くが町内を離れ、児童生徒や老人の見守りが困難な環境となっています。事故や犯罪等を未然に防止し、安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、標識や防犯灯、照明灯の新規設置や老朽化による改修、更新を計画的に行い、併せて防犯カメラについても、警察等と連携を図りながら設置を進める必要があります。

イ. その対策

① 水道施設、下水施設等の整備

上水道事業については、町民の快適な生活を支えるため、老朽管の早期更新、基幹管路の耐震化など施設整備の強化を図るとともに、給水需要に対応した施設等の更新と維持管理を実施し安全で良質な水の安定供給と健全な経営に努めます。下水道事業は、効率的で健全な事業経営を推進するとともに、水洗化率の向上に努めます。また、農業集落排水施設のうち、老朽化施設について、公共下水道施設へ接続する等の検討を行うとともに、農業集落排水施設の対象区域外の住民に対しては、合併処理浄化槽の設置について検討を進めます。

▶ 取組目標

・下水道事業 … 合併浄化槽事業の新設

② ごみ処理及びし尿処理

ごみの減量化について、ごみ処理に要する経費の圧縮や一般廃棄物処分場の延命を図るため、様々な会議や学校行事等、あらゆる機会を通じて町民の意識向上に努めます。また、豊かな自然景観を次世代へ継承していくため、町民、事業者等と協働し環境美化活動を推進するほか、違法な野外焼却や不法投棄等の未然防止と早期発見を目的に監視体制の強化を行い環境の保護に努めます。広域的な処理を行っている西北五環境整備事務組合のごみ処理施設及びし尿処理施設については、今後も構成市町と連携し、適正な施設管理や長寿命化を支援します。

▶ 取組目標

・町民1人1日当たりのごみ排出量 … 726グラム(平成28年度基準値736グラム)

③ 火葬場

火葬場については、鶴田町公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づき、令和4年度中に今後の方向性(新築、大規模改修)を判断するための基本構想計画を策定します。

現在の施設は、今後の方針が決定するまでの間は、維持が必要となることから、点検及び診断等の結果に基づき、施設の適切な維持管理に努め、必要な修繕を行うことで、ライフサイクルコストの縮減・平準化及び長寿命化を図ります。

▶施設目標(鶴田町公共施設個別施設計画参照)

- ・火葬場施設整備事業 … 【現況判定】維持 【整備手法】新築か大規模改修で検討

④ 消防・救急・防災体制の整備

消防・救急施設については、地域住民の安全を確保するため、五所川原地区消防事務組合と連携を図り、消防庁舎の改修や消防車両などの整備を計画的に進めます。

また、救急についても、地域住民の生命に直接影響することから、救急救命士の育成を図り、広域医療機関との協力体制の充実に努めます。

地域消防防災力の要となる消防団設備については、老朽化する屯所や消防ポンプ積載車等の整備を計画的に進めるとともに、消防団の活動が迅速に展開されるように、消火栓の新たな設置や更新などを推進します。

防災体制の整備については、地域の人々が互いに協力し合う自主防災組織の体制づくりを支援するほか、町民が安全に避難できる避難場所や避難経路の整備など災害に強いインフラ整備を推進します。

▶施設の目標(鶴田町公共施設個別施設計画参照)

- ・消防施設(消防屯所を含む)
【現況判定】維持 【整備手法】長寿命化

⑤住宅

当町は、3市に隣接するベッタウンの要素を持っており、地価も安価なことから、立地条件を活かした定住促進策を推進し、持続可能な住宅供給体制の構築を図ります。

「駅東団地」については、令和8年度までに建設工事を完了させ、入居率90%以上を目指します。「鶴寿団地」については、鶴田町公営住宅等長寿命化計画に基づき、改修工事等を計画的に進めます。「みどり団地及びみどり第2団地」については、同じく長寿命化計画に基づき、令和15年度まで建築年度の古い順から外壁改修工事を実施します。

▶施設目標(鶴田町公共施設総合管理計画及び鶴田町公営住宅等長寿命化計画参照)

- ・駅東団地建設事業 … 【現況判定】維持 【整備手法】建替
- ・鶴寿団地建設事業 … 【現況判定】維持 【整備手法】長寿命化
- ・みどり団地建設事業 … 【現況判定】維持 【整備手法】長寿命化

⑥防犯設備

地域住民が安心安全に生活できる環境づくりは定住に不可欠な要素の1つでもあります。標識、防犯灯や照明灯はこれまでも犯罪や事故等の抑止力としての役割を果たしており、今後も警察や地域住民と連携を図り、長寿命化を推進します。生活する住民が安心安全

な暮らしができる環境を町と住民、警察等が連携して取り組むとともに、防犯カメラの設置を促進していきます。

▶施設目標(鶴田町公共施設総合管理計画参照)

- ・防犯灯設置更新事業 … 【現況判定】維持 【整備手法】長寿命化
- ・防犯カメラ設置事業 … 令和7年度までの設置台数 45 台

ウ. 計画

事業計画(令和4年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
生活環境の整備	(2)下水施設 農業集落排水施設	水元2期地区農業集落排水事業	鶴田町	
	(4)火葬場	火葬場施設整備事業	鶴田町	
	(5)消防施設	水槽付消防ポンプ自動車更新事業	五所川原地区 消防事務組合	鶴田消防署
		消防ポンプ自動車更新事業	五所川原地区 消防事務組合	鶴田消防署
		広報車両購入事業	五所川原地区 消防事務組合	鶴田消防署
		消防ポンプ車(積載含む)更新事業	鶴田町	
		消防屯所改修及び建替事業	鶴田町	
		消防屯所トイレ水洗化事業	鶴田町	
	(6)公営住宅	駅東団地住宅建設事業	鶴田町	非該当
		みどり団地改修事業	鶴田町	非該当
	(8)その他	防犯灯設置更新事業	鶴田町	
		防犯カメラ設置事業	鶴田町	

エ. 公共施設等総合管理計画等との整合

鶴田町公共施設等総合管理計画では、各施設等について以下のとおり基本方針を定めています。また、鶴田消防署庁舎及び消防車両については、五所川原地区消防事務組合が長寿命化を考慮して計画的に進めています。本計画においても同様の方針としており、整合性は図られています。

① その他行政財産(火葬場施設)

直営である火葬場は、点検及び診断等の結果に基づき、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、ライフサイクルコストの縮減・平準化及び長寿命化を実施します。施設の更新については、施設の必要性や需要を考慮し総合的に判断します。

② 消防車両及び行政系施設(消防屯所)

各集落の消防団に配備している車両については団員が日常点検を実施し、異常があれば町に報告する体制となっています。また車両については古い順で計画的に行うものとし、屯所の改修、建替についても公平性や再編等の検討おこなって適正化を図ります。

③ 公営住宅等

町営住宅は、計画に基づき、「駅東団地」の建替を実施しており、継続事業として早期完了を目指します。「鶴寿団地」及び「みどり団地及びみどり第2団地」についても長寿命化計画に基づき修繕・改修することによりライフサイクルコストの縮減を図ります。

④ その他行政系施設

効率的な維持管理に努め、予防保全の考え方により、優先度を踏まえ計画的な修繕等を実施し長寿命化を図ります。

6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

ア. 現況と問題点

① 子育て支援

若者の流出は子どもを産む世代の減少に直結するため少子化の要因にもなっており、若者の地元定着や県外に流出した人財が町内に戻り、結婚・育児・就労を通じて積極的に活躍したいと思える環境づくりが課題となっています。

また、少子化が加速する中、保育サービスの充実により誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を整備するとともに、子どもが成長するために必要な環境と、父母双方の就労環境を整備し、子育てを支援することが求められています。このような状況のなか、すべての町民が健康で安心した生活を送ることが地域の活力となります。

児童福祉については、少子化に加え、共働き家庭やひとり親家庭など、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、家庭や地域の子育て機能の低下が危惧されており、子どもを安心して生み育てられる環境、社会全体で子育てを支援する仕組みづくりが喫緊の課題であり、子育てを夫婦のみで行うのではなく、地域で見守り育む体制づくりが必要となっています。

② 高齢者福祉・地域福祉

当町の高齢化率は全国を上回って推移しており、介護需要も増加していることから、高齢者が地域に取り残されることなく、安心して暮らせるような社会環境づくりや施設整備が重要となっています。さらには、高齢化の進行による社会保障費の増大を防ぐためには、これまで以上に健康を増進し、疾病を予防する「一次予防」に重点を置いた対策が必要です。また、介護分野においては、きめ細かい高度な高齢者福祉サービスの提供を図るとともに、自立した高齢化社会を支える地域づくりと、高齢者のニーズを踏まえた食料品等の買い物支援や安否確認などの生活支援サービスの充実が求められています。

介護保険料の高騰を抑えるためにも、介護サービスの適正な利用や介護サービス事業への指導強化など、介護給付費の適正化が必要となります。

しかし、当町ではこのような活動の拠点となる施設のほとんどが築30年以上を経過しており、改修や建替の検討を進めているところです。

③ 障害者(児)福祉

当町では、障害者(児)の障害の内容や程度に応じ、医療の提供、在宅サービスを中心とするサービス提供基盤の確保を図り、これらのサービスが適切に行われるように、総合的な相談・支援等のケアマネジメント機能の充実を図ってきました。

近年は、障害者(児)数の推移に大きな変化はありませんが、一人ひとりのニーズは多様化していることから、各人のニーズに沿った、きめ細やかな対応が課題となっています。特に、障害者(児)の自立と社会参加の促進のための対策は急務の課題であり、就労する障害

者の居住の場の確保のためのグループホーム等の整備、雇用促進の強化、就労支援を行う事業所等への支援充実などの施策の推進が必要です。

④ 健康づくり

健康づくりには運動、栄養、休養そして心の健康が基本となりますが、町民の中には、歩く機会が少なく、食の多様化による食生活の乱れなど、生活習慣病のリスクが懸念される方も散見されており、町民の健康づくりへの支援の在り方が課題となっています。

また、心の健康についても、多忙な仕事、人間関係の希薄な社会の中で、地域・職場・家族間のコミュニケーションが少なく、睡眠障害を引き起こしたりする等の事案も確認されていることから、健康維持に向けた対策が課題となっています。

また、短命県返上のため、生活習慣病や悪性新生物の早期発見のため、特定健診やがん検診など啓発に努めているところです。これからも町民が健康で豊かな生涯を送るため、保健事業の充実・強化を推進していく必要があります。

イ. その対策

① 子育て支援

若い世代が子どもを安心して生み育てられる環境づくりを強力に推進していくため、妊娠期から高校卒業までを通じて切れ目のない支援体制の整備を行います。また、妊娠前でも不妊治療等への相談や支援など、心のケアを含め妊娠や出産の準備教育体制の充実を図ります。

子育てしている家庭への経済支援として、誕生祝金や子どもの医療費無料化(生まれてから高校卒業まで)、予防接種への助成、2歳児以下の保育料及び3歳児以上の副食費無料化、小中学校給食費無料化等の生活支援施策の充実を図ります。そのほか、延長保育や一時保育、放課後子ども教室、放課後児童クラブなどの子育て支援サービスを提供し、育児と仕事を両立しやすい環境づくりを推進します。

▶取組目標

- ・子育て相談体制と育児環境の満足度 … 目標値 25.0%(平成 29 年度基準値 22.1%)以上

② 高齢者福祉・地域福祉

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活し続けられるように、健康維持や介護予防等における福祉サービスの向上や自立支援等を積極的に推進するとともに、高齢者の生きがいづくりの場として、就業支援や趣味講座の促進を図り、地域交流などの拠点となる高齢者福祉関連施設の計画的な点検、修繕等を実施し長寿命化を図ります。

また、地域の実情に応じて、町民及び各関係機関が参画して多様なサービスを行う地域包括ケアシステムの実現を目指します。

▶施設の目標

- ・保健福祉センター鶴遊館改修事業(鶴田町公共施設等総合管理計画参照)
- 【現況判定】改修 【整備手法】長寿命化

③ 障害者(児)福祉

障害者福祉については、障害のある子どもや発達に支援を要する子どもが、一貫した支援やサービスを受けることができる提供体制を構築し、障害者(児)及びその家族、支援者等の意見を尊重した上で、自立した生活や地域共生の環境づくりを支援します。また、福祉施設への入所や就労支援について、社会福祉協議会や西北五広域福祉事務組合と連携を図り、住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるように支援していきます。

▶取組目標

- ・障害者(児)の社会参加と生活支援の満足度 … 目標値 25.0%(平成 29 年度基準値 18.7%)以上

④ 健康づくり

町民の健康づくり意識の向上を図るため、保健協力員や体育協会などの地域活動組織と連携して健康づくりに対する講習会や個人のライフスタイルに合わせた保健サービスの充実を図ります。また、生活習慣病の各種健診については、引き続き疾病の早期発見及び早期治療の重要性について啓発しながら、一層の受診率向上を図るとともに、疾病構造の変化に対応した検診の充実、成人病、がん検診への助成など経済的負担軽減に取組住民の健康増進に努めます。また、心の健康について、うつ状態や引きこもりなど、社会からの孤立を防ぐ対策を検討し、心とからだの健康づくりを推進します。

▶取組目標

- ・各種がん検診受診の受診率 50%(国目標)

ウ. 計画

事業計画(令和 4 年度～令和 7 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(7)市町村保健センター及びこども家庭センター	保健センター鶴遊館改修事業	鶴田町	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	保育等利用者負担額支援事業 【事業内容】	鶴田町	

		人口減少対策として、2歳児以下の保育施設利用者負担金と3歳児以上の副食費の助成を行う。 【事業の必要性】 子どもを育てる親の定住対策として、経済的支援は人口減少の施策として必要である。 【事業の効果】 子育て世代の若い親の定住移住対策として人口の増加が期待されており、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		
	高齢者・障害者福祉 健康づくり	子育て支援学校給食費無償化事業 【事業内容】 人口減少対策として、小中学生の学校給食費を無償化する。 【事業の必要性】 子どもの健やかな育成と子どもを育てるすべての世帯に対し、定住対策としての経済的支援は人口減少の施策として必要である。 【事業の効果】 子どもを育てるすべての親(保護者含む)に対する負担軽減は、安心して子育てできる定住移住対策として、人口の増加が期待されており、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	鶴田町	
		子ども医療費助成事業 【事業内容】 鶴田町に住所を有し、各種健康保険に加入している0歳から高校生までの子どもが病院を受診した場合の医療費を助成する。 【事業の必要性】 子どもの健やかな育成と子どもを育てるすべての世帯に対し、定住対策としての経済的支援は人口減少の施策として必要である。 【事業の効果】 子どもに対する適正な医療提供と保護者の負担軽減は、安心して子育てできる定住移住対策として、人口の増加が期待されており、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	鶴田町	
		インフルエンザ予防接種費用助成事業 【事業内容】 鶴田町に住所を有する中学生と65歳以上の方を対象にインフルエンザ予防接種費用の一部を助成する。 【事業の必要性】 子どもと高齢者の健康を守るため、インフルエンザワクチンの接種率向上が必要である。 【事業の効果】 高校受験を控える中学生と高齢者への予防接種を行うことで安心して子育てできる環境と高齢者の健康で安心な生活を守ることは、人口減少対策として、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	鶴田町	

--	--	--	--	--

エ. 公共施設等総合管理計画等との整合

鶴田町公共施設等総合管理計画では保健・福祉施設の基本方針として、「予防保全的観点から計画的な施設の点検・診断を行い施設の状況を把握し、適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、ライフサイクルコストの縮減・平準化及び長寿命化を実施する。」と定めています。本計画においても同様の方針としており、整合性は図られています。

7. 医療の確保

ア. 現況と問題点

当町の医療の状況は、つがる西北五広域連合管内、それぞれの医療機関が連携し、最適な医療を提供するため、「つがる総合病院」を中核とした新たな地域医療体制が構築され、鶴田診療所が初期医療などを担っています。

また、当町には、民間一般診療所 3 施設、歯科診療所 3 施設の医療施設がありますが、夜間における救急医療を担う病院はなく、地域全体を通した、慢性的な医師不足、専門的医療機能の低さ、看護師の不足などを解消するための取組が喫緊の課題です。

救急医療については、町内施設各所に AED(自動体外式除細動器)を配備しており、これまでも、町民を対象とした AED 使用に関する講習会を開催していますが、さらなる意識向上を図るためにも継続して実施する必要があります。

イ. その対策

県や大学病院、医師会等との連携を強化しながら、医療従事者の確保、在宅医療体制の構築、かかりつけ医の促進を図り、安定した医療の提供に努めることで町民の疾病予防や健康管理につなげます。医師確保対策については、つがる広域西北五連合と連携して地域の医師不足解消を図り、医療格差を是正するとともに、民間医療機関も含めた西北五圏域医療ネットワークを構築し、夜間及び休日等の救急体制や入院体制の充実に努めます。救急医療については、AED を増強するとともに町民の意識向上のため、講習会の定期的な開催に努めます。

▶ 取組目標

- ・ つがる西北五広域連合鶴田診療所年間延べ外来者数 … 41,140 人（令和 2 年度）以上

ウ. 計画

事業計画（令和 4 年度～令和 8 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	自治体病院	医師確保対策事業 【事業の概要】 つがる西北五広域連合で実施する医師確保対策に要する経費について、負担金を拠出する。 【事業の必要性】 西北五地域は県内の他圏域と比較しても医師が少なく、過酷な労働環境の改善に至っていない状況であり、より良い労働条件の整備と勤務環境の改善が必要不可欠である。	つがる西北五広域連合	

		【事業の効果】 勤務医の定着を図ることで、質の高い 地域医療の確保につながる。		
--	--	---	--	--

エ. 公共施設等総合管理計画等との整合

つがる西北五広域連合の「鶴田診療所個別施設計画」により、「修繕工事を基本として、施設の長寿命化を図ることとします。なお、修繕等については大規模な不具合を生じた後に行うのではなく、損傷が軽微である早期段階から予防的な修繕等を実施することにより、突発的な事故や費用発生を減少させるとともに、施設の不具合による被害のリスクを緩和します。」としています。

本計画においても同様の方針としており、整合性は図られています。

8. 教育の振興

ア. 現況と問題点

① 学校教育

町内小・中学校に通う児童生徒の数は年々減少し、教育環境の充実と教育水準の向上を図るため、令和2年に学校の再編が行われ、小学校が6校、中学校が1校であったものを、各1校ずつの合計2校とするとともに、統合に伴い、遠距離学区となった児童は町が委託運行するスクールバスにより通学することとしました。

近年は、核家族化や地域交流の希薄化など、児童生徒をとり巻く社会問題が複雑・多様化しており、学校・保護者・地域が一丸となって児童生徒の悩みや問題に対応できる体制や子ども達を危険から守る体制が必要となっています。学習面では、通常の教科に加え、グローバル化や情報化社会の進展により、外国語教育やプログラミング教育が必修科目となり、社会変化を見据えた学びへと指導内容が進化しているところです。

心の健康面では、いじめ、暴力行為等の問題行動や不登校など不適応を起こしている子どもがいる場合には、素早く適切に対応できる体制が必要です。また、障害を持つ児童生徒が安心して通える特別支援教室の設置や設備、適正な職員の配置などの充実を図る必要があります。

学校施設については、令和2年度に小学校校舎が完成し、開校となりました。校舎を長期的に活用するためにも、定期的なメンテナンスを行っていく必要があります。また、屋内運動場は避難所に指定されていますが、冷房設備が備わっていないため避難所としての機能強化を図る必要があります。

中学校校舎については老朽化対策やバリアフリー化を図るため、今後も個別施設計画による効果的で効率的な改修・更新等が必要となります。

② 社会教育・社会体育

社会教育は、学校教育に限らず子どもから高齢者まで社会や家庭において自分のライフスタイルにあわせた学習を通じて、自分を高めていく多様なプログラムの開発や生涯学習体制の構築が求められています。

スポーツ振興については、町民が健康・体力づくりを促進するため、スポーツに親しみ、各種スポーツのイベントに参加しやすい環境づくりや施設整備が必要となっています。

イ. その対策

① 学校教育

教育環境の充実と学力向上を図るため、令和2年度に町内の小学校6校を1校に統合し、新生「鶴田小学校」を開校しました。小中学校各1校となったことにより、指導内容や指導方法について一貫性を持って取り組み、国際化に対応した外国語教育や情報ネットワーク技術の推進に努めます。また、子どもたちを、いじめ、暴力行為や不登校など学校生活で起こりうる問題から守るため、生徒指導におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を推進するとともに、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の実情に合わせたスクールサポーターを配置します。そのほか、保護者や地域住民の学校運営へ

の参画を促すためコミュニティスクールを設置し、学校と地域が連携を図り、子どもたちが地域への誇りと愛着を育む体制を構築します。

教育施設については、避難所の機能強化のため、小学校の屋内運動場に冷房設備を整備します。

また中学校については、鶴田町公共施設等総合管理計画に基づき、長寿命化改修や施設のバリアフリー化に努めます。

▣施設の目標(鶴田町公共施設等総合管理計画参照)

- ・小学校及び中学校【現況判定】維持 【整備手法】長寿命化

▶取組目標

- ・義務教育環境整備の満足度 … 目標値 25.0%(平成 29 年度基準値 21.1%)
- ・就学支援対策整備の満足度 … 目標値 25.0%(平成 29 年度基準値 21.5%)

② 社会教育・社会体育

生涯学習に対する地域住民の自主性、主体性を奨励し、いつでも楽しく活動できる環境や機会づくりの支援に努め、そのための拠点となる公民館や図書館等の機能充実を図ります。スポーツ振興では、町スポーツ協会と連携しながら体育施設の機能強化を図るとともに、指導者となる人材を発掘・養成し、町民が町民を育てる体制の醸成に努めます。

▣施設の目標(鶴田町公共施設個別施設計画参照)

- ・公民館【現況判定】維持管理 【整備手法】長寿命化
- ・ふれあいセンター【現況判定】維持管理 【整備手法】長寿命化
- ・体育センター【現況判定】維持管理 【整備手法】長寿命化
- ・武徳館【現況判定】維持管理 【整備手法】長寿命化
- ・B&G 海洋センタープール【現況判定】維持管理 【整備手法】長寿命化
- ・B&G 海洋センター艇庫【現況判定】維持管理 【整備手法】長寿命化

▶取組目標

- ・文化施設の利用満足度 … 目標値 30.0%(平成 29 年度基準値 22.7%)
- ・町民教養講座延べ出席者数 … 目標値 1,150 人(平成 29 年度基準値 1,101 人)

ウ. 計画

事業計画(令和 4 年度～令和 7 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	中学校改修事業	鶴田町	
		中学校トイレ改修事業	鶴田町	
		中学校バリアフリー改修事業	鶴田町	

	その他	小学校屋内運動場冷房設備整備事業 統合小学校西側駐車場整備事業	鶴田町 鶴田町	
	(3)集会施設、体育施設等 公民館 集会施設 体育施設	公民館整備事業 ふれあいセンター整備事業 体育センター整備事業 武徳館整備事業 海洋センタープール整備事業 海洋センター艇庫整備事業	鶴田町 鶴田町 鶴田町 鶴田町 鶴田町 鶴田町	

エ. 公共施設等総合管理計画等との整合

鶴田町公共施設等総合管理計画では、各施設等についての基本的な共通事項として「予防保全の観点から計画的な施設の点検・診断を行い施設の状況を把握し点検及び診断等の結果に基づき、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、ライフサイクルコストの縮減・平準化及び長寿命化を実施します。施設の更新及び耐震化については、施設の必要性や需要を考慮し、総合的に判断します」と定めています。本計画においても同様の方針としており、整合性は図られています。

9. 集落の整備

ア. 現況と問題点

各地域では、町内会活動として、防犯、防災、環境美化など様々な活動を通じて、人々のつながりを大切にした地域づくりを行い、現在まで受け継がれております。しかし、近年は少子高齢化とともに機能の低下や協働意識の希薄化が懸念されており、安心して生活できる地域づくりとして新たなネットワーク形成が求められています。

イ. その対策

地域活性化のため、地域内外の交流を促進し、地域の将来像など課題解決に向けた取組を支援するとともに、複数町内会をネットワーク化する新たな取組を検討します。また、地域の活動を牽引するリーダーの育成を図り、地域づくりに興味を持つ人たちが参加しやすいネットワークづくりを推進します。

ウ. 計画

事業計画(令和4年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考

エ. 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画策定時点では、集落整備に関する施設等の整備予定はありませんが、今後関連する事業を実施する場合には、鶴田町公共施設等総合管理計画との整合を図ることとします。

10. 地域文化の振興等

ア. 現況と問題点

地域の歴史や文化、民俗芸能については、少子化の進行等による社会構造の変化に伴い、継承が困難になりつつあります。また、郷土の歴史や文化を後世へ継承していくため、町民の生涯学習の観点からも伝統行事や地域文化を活かした学習活動の機会の充実を図ることが必要です。

イ. その対策

伝統ある地域文化が、地域の住民をはじめ町外や他県の人たちに親しまれ、気軽に参加できる環境づくりを図るとともに、正しい文化の継承や後継者の育成に努めます。また、歴史的遺産や文化財の保護のため、必要な設備の整備や修繕を計画的に実施します。

ウ. 計画

事業計画(令和4年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考

エ. 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画策定時点では、集落整備に関する施設等の整備予定はありませんが、今後関連する事業を実施する場合には、鶴田町公共施設等総合管理計画との整合を図ることとします。

11. 再生可能エネルギーの利用の推進

ア. 現況と問題点

地球温暖化対策の推進に関する法律では、地方公共団体は、その区域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進することとされており、地球環境を保全することにより、将来にわたって健康で文化的な生活を確保することになります。当町としても、温室効果ガスの排出の抑制等の活動を推進しているところです。

日常生活や事業活動など、人の活動によって、地球温暖化が進行しています。そのため地域社会を構成する私達一人ひとりが、自らの日常生活や事業活動を再点検し、限られた資源の有効活用や新エネルギーの利用促進など、地球環境への負荷が少ない行動へ転換していく必要があります。

イ. その対策

風力、小水力、太陽光、地熱、地中熱、温泉熱、バイオマスなどの再生可能エネルギー事業を推進し、地域の産業や生活に利用する取組を推進します。また、公共施設における再生可能エネルギーの導入を推進し、町民への普及啓発を実施し、化石燃料依存の生活を改めるよう、町民や事業者に対する意識の高揚、情報提供に努めるとともに、周辺環境等に配慮しながら、脱炭素、循環型社会の実現に向けた施策の推進・情報提供を行います。

ウ. 計画

事業計画(令和4年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考

エ. 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画策定時点では、再生エネルギー関連施設の整備予定はありませんが、今後関連する事業を実施する場合には、鶴田町公共施設等総合管理計画との整合を図ることとします。

事業計画(令和4年度～令和7年度)過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・地域間交 流の促進、人材育成	移住・定住	鶴田町移住定住促進事業 【事業内容】 当町に移住し、町内に新たに住宅を取得して定住する者に対し1度だけ支援金を交付する。 【事業の必要性】 移住定住により地域の活性化を図り、担い手不足を解消するため。 【事業の効果】 地域産業における担い手の育成や地元企業の雇用の拡大が図られるとともに、新たな「しごと」の創生や多様な感性を持った人材の受入れを通じて地域経済が活性化する。	鶴田町	
産業の振興	第1次産業	つるたスチューベン販売促進事業 【事業内容】 生産量日本一のつるたスチューベンぶどうの知名度を上げるため、トップセールスやインターネット販売により、販路の拡大を促進し農業所得向上を図る。 【事業の必要性】 農業所得が安定することで、就農する若者が増加するとともに転出者の減少にもつながるため、この事業は必要である。 【事業の効果】 農業所得の向上が期待できるとともに、就農や後継者の増加を図り人口減少を抑制する。	鶴田町	
交通施設の整備、交通 手段の確保	橋りょう	橋梁長寿命化計画策定事業 【事業内容】 橋梁について、定期的な点検、修繕を行うため、長寿命化計画を策定する。 【事業の必要性】 橋りょうに係るメンテナンスサイクルを確立させ、道路交通及び地域住民の安全を確保する必要があるため。 【事業の効果】 道路交通及び地域住民の安全を確保するとともに、今後増大が見込まれる橋りょうの修繕、架替えに要する経費のコスト縮減を図ることが可能となる。	鶴田町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	公共交通	地域巡回バス運行事業 【事業内容】 地域住民が通院や買い物等の日常生活に必要な移動手段を構築する。 【事業の必要性】 町内を周回する民間の路線バスが運行していないため、自家用車がない地域住民が移動手段を確保する必要があるため。 【事業の効果】 高齢者の増加に伴って、自動車運転免許証の返納が進み、日常生活にも影響しており、安心安全な交通手段が確保できる。 路線バス等維持補助事業 【事業内容】 弘南バスが運行する弘前―五所川原線の不採算バス路線に対し支援を行う。 【事業の必要性】 町民が通学や通院等で弘前市や五所川原市への移動手段の確保が必要なため。 【事業の効果】 不採算バス路線への支援により地域住民の移動手段が確保され、日常生活を安心して送ることが可能となる。	鶴田町 鶴田町	
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉	保育等利用者負担額支援事業 【事業内容】 人口減少対策として、2歳児以下の保育施設利用者負担金と3歳児以上の副食費の助成を行う。 【事業の必要性】 子どもを育てる親の定住対策として、経済的支援は人口減少の施策として必要である。 【事業の効果】 子育て世代の若い親の定住移住対策として人口の増加が期待されており、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 子育て支援学校給食費無償化事業 【事業内容】 人口減少対策として、小中学生の学校給食費を無償化する。 【事業の必要性】 子どもの健やかな育成と子どもを育てるすべての世帯に対し、定住対策としての経済的支援は人口減少の施策として必要である。 【事業の効果】 子どもを育てるすべての親(保護者含む)に対する負担軽減は、安心して子育てできる定住移住対策として、人口の増加が期待されており、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	鶴田町 鶴田町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	高齢者・障害者福祉 健康づくり	子ども医療費助成事業 【事業内容】 鶴田町に住所を有し、各種健康保険に加入している0歳から高校生までの子どもが病院を受診した場合の医療費を助成する。 【事業の必要性】 子どもの健やかな育成と子どもを育てるすべての世帯に対し、定住対策としての経済的支援は人口減少の施策として必要である。 【事業の効果】 子どもに対する適正な医療提供と保護者の負担軽減は、安心して子育てできる定住移住対策として、人口の増加が期待されており、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	鶴田町	
		インフルエンザ予防接種費用助成事業 【事業内容】 鶴田町に住所を有する中学生と65歳以上の方を対象にインフルエンザ予防接種費用の一部を助成する。 【事業の必要性】 子どもと高齢者の健康を守るため、インフルエンザワクチンの接種率向上が必要である。 【事業の効果】 高校受験を控える中学生と高齢者への予防接種を行うことで安心して子育てできる環境と高齢者の健康で安心な生活を守ることは、人口減少対策として、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	鶴田町	
医療の確保	自治体病院	医師確保対策事業 【事業の概要】 つがる西北五広域連合で実施する医師確保対策に要する経費について、負担金を拠出する。 【事業の必要性】 西北五地域は県内の他圏域と比較しても医師が少なく、過酷な労働環境の改善に至っていない状況であり、より良い労働条件の整備と勤務環境の改善が必要不可欠である。 【事業の効果】 勤務医の定着を図ることで、質の高い地域医療の確保につながる。	つがる西北五広域連合	